

● ここにご注意！家計簿の費目分け

モニターの皆さんの数値を集計し平均値を出したりするために、どんなものがどの費目に入るのかの約束があります。これが費目分けです。皆様の疑問に思うものは「生協の家計簿、つけ方・費目わけの手引き」をご覧くださいと思います。質問が多かったもの、間違いやすいものをまとめてみましたので、参考にしてください。



● 月の提出部分

010	居住状況(該当するものに○) 1. 自家 2. 社宅・官公舎 3. 賃貸(公営) 4. 賃貸(民間)
020	世帯主の主な職種 1. 公務員 2. 会社員 3. その他() 4. 無職
005	公的年金を受給している 0. 受給していない 1. 夫のみ受給 2. 妻のみ受給 3. 夫妻とも受給

月		の		収		入	
111	給料	夫					
112		妻					
113	賞与	夫					
114		妻					
115	年金	夫					
116		妻					
117	自家営業	夫					
123		妻					
118	家賃・地代収入						
120	パート・アルバイト収入	夫					
119		妻					
121	同居の家族からの収入						
122	その他の収入						
130	収入計						

①給料とパート・アルバイト収入の違いは？

給料とパート・アルバイト収入の違いは103万の税負担が発生するかしらないかで分かります。雇用が正社員かパートかの違いではありません。年間収入が103万以下で、ボーナスのような一時金が出ても、賞与の欄ではなく、パート・アルバイト収入に合算してください。

②年金の注意点は？

年金の欄は公的年金(国民年金・厚生年金・公務員の共済年金・障害者年金・寡婦年金など)を書いてください。会社独自の企業年金や個人年金などは「その他の収入」になります。家計簿はお金の流れを記入するものですから、入金された月に全額書きましょう。

③4月になったら、気をつけて！

子どもが4月に入園・入学した場合は、「生計を共にする子どもの状況」を変えてください。大人も40歳になると介護保険が徴収されますので、記入をお忘れなく。

家計簿・くらし調査研究会のメンバーは、提出していただいた集計表の点検・集計作業にはタッチしていません。点検・集計は専門担当者がいます。個人情報きちんと守られております。問い合わせは職員が行います。家計簿研究会のメンバーは、「提出者のこえ」だけコピーしたものを、家計簿ニュース作成のためにもらいます。安心して提出してください。

